

2019年度 宮崎県社会福祉士会成年後見人養成研修 「家族法の基礎」レポート課題

受講者番号	氏名
-------	----

以下の問いに答えなさい。見解が分かれる場合は、判例の立場に立って答えなさい。

問4-1の解答は別紙(A4サイズ用紙縦長、横書き)で提出すること。

なお、答案の控えのコピーを取っておいて下さい。

問1 いわゆる法律上の婚姻関係はいつ成立するのか。

問2-1 A男(18歳)、B女(15歳)の婚姻届けが、婚姻適齢違反にもかかわらず受理された。
ABの婚姻は有効に成立しているか。正しい方に○印をつけなさい。

()有効に成立 ()無効

問2-2 上記のAB間の婚姻を取消すことはできるか検討しなさい。

問3設問 内縁の妻Aが子(C)を出産した。内縁の夫BがCの出生届を宮崎市役所に提出した。

なお、まだBはCを認知していない。

問3-1 Bによる出生届の提出により、BはCを認知したことになり、父子関係が発生していると考え
いいのか。

問3-2 Cの親権者は誰になるか。

問3-3 内縁の夫BがCの親権者になることはできるか。

問4-1 磯野波平さんが死亡した。何から処理すべきか分からず、途方に暮れているサザエさんから
電話で相談を受けた友人である“あなた”はどのようなアドバイスをしますか。
(800字以内で、別紙として提出すること、原稿用紙使用可)

<受講者番号

氏名

問4-2 法定相続人(フネ、サザエ、カツオ、ワカメ)の相続分を示しなさい(家系図も示しなさい)。

フネ(相続分の計算式)

サザエ、カツオ、ワカメ(各相続分の計算式)

波平氏の家系図

問5 祭祀財産(墓地、位牌、仏壇など)とそのほかの遺産の相続方法の違いを説明しなさい。

問6 被相続人甲が①自筆証書遺言(H30年12月1日)を作成し、さらにその後、②公正証書遺言(作成日付、令和元年8月1日)を作成したのち、急死した。2つの遺言の関係を説明しなさい。

問7 磯野波平氏が死亡した。遺言で全財産を宮崎市に与える旨の記述があった。それぞれの法定相続人が遺留分減殺請求権を行使する予定である。この場合、遺留分権者と遺留分の割合を示しなさい。

波平氏の法定相続人・相続分

波平氏の遺留分権者・その遺留分
